

## 令和5年度 第1回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第

日時：令和5年6月16日（金） 15:00～

会場：市庁舎 9階共用会議室 N-12

1 教育委員会事務局あいさつ

2 委員紹介

3 会長選出

4 協 議

(1) いじめ問題等に係る各関係機関・団体の取組について [資料1-1・2]

(2) 12月のいじめ防止啓発月間における取組について [資料2-1・2・3]

(3) その他

### 【次回開催（予定）】

令和5年度第2回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会

日時 令和5年10月20日（金）15:00～17:00

会場 市庁舎 9階共用会議室 N-12

横浜市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

令和5年5月10日現在

No.	関係機関・団体	所属	氏名
1	法務局	横浜地方法務局人権擁護課長	後藤 賢一
2	警察	神奈川県警察本部生活安全部管理官	一條 裕喜
3	青少年育成団体	横浜市青少年指導員連絡協議会（副会長）	志田 政明
4		横浜市子ども会連絡協議会（会長）	松本 豊
5		横浜子ども支援協議会（会長）	岩間 文孝
6	保護者代表	横浜市PTA連絡協議会（副会長）	東 隆幸
7	学校	横浜市立小学校長会（代表） 横浜市立森の台小学校長	大幸 麻理
8		横浜市立中学校長会（代表） 横浜市立大島中学校長	新庄 広
9		横浜市立高等学校長会（代表） 横浜市立金沢高等学校長	永瀬 哲
10		横浜市立特別支援学校長会（代表） 横浜市立左近山特別支援学校長	加藤 貴久
11	児童相談所	横浜市中央児童相談所長	川尻 基晴
12	本市関係行政機関	港南区福祉保健センター担当部長	遠藤 寛子
13		市民局人権課長	佐々井 正泰
14		こども青少年局青少年部長	田口 香苗
15		健康福祉局地域福祉保健部長	内田 沢子
16	教育委員会	教育委員会事務局人権健康教育部長	近藤 浩人

## いじめ問題等に関する各機関・団体の取組について ～令和4年度活動実績・5年度年間計画～

【資料1-1】

	令和4年度 活動実績	令和5年度 年間計画(予定)
横浜地方法務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの人権110番（フリーダイヤル0120-007-110）による常設相談</li> <li>全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（8月26日～9月1日までの7日間）</li> <li>申告、情報等に基づく人権侵犯事件立件による調査・救済手続</li> <li>「子どもの人権SOSミニレター」を県内の小中学生に配布し、寄せられた相談ごとに個別対応を実施</li> <li>全国中学生人権作文コンテストの実施</li> <li>とどけよう「絵とことば」のコンテストの実施</li> <li>人権キャラバン（小・中学生に対する人権教室）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの人権110番（フリーダイヤル0120-007-110）による常設相談</li> <li>インターネット人権相談の実施</li> <li>LINEによる人権相談の実施</li> <li>全国一斉「こどもの人権相談」強化週間（8月23日～8月29日までの7日間）</li> <li>申告、情報等に基づく人権侵犯事件立件による調査・救済手続</li> <li>「こどもの人権SOSミニレター」を県内の小中学生及び児童相談所に配布し、寄せられた相談ごとに個別対応を実施</li> <li>全国中学生人権作文コンテストの実施</li> <li>とどけよう「絵とことば」のコンテストの実施</li> <li>人権キャラバン（小・中学生に対する人権教室）の実施</li> </ul>
神奈川県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題をテーマとした「非行防止教室」「命の大切さを学ぶ教室」「非行防止・被害防止サミット」及び「高校生による非行防止教室」の開催</li> <li>少年相談活動を通じ、いじめ事案を早期に把握しての対応の実施</li> <li>学校警察連携制度を活用した個々の児童・生徒への指導・支援の実施</li> <li>いじめ加害者、被害者に対する継続補導及び継続的支援の実施</li> <li>事件対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題をテーマとした「非行防止教室」「命の大切さを学ぶ教室」「非行防止・被害防止サミット」及び「高校生による非行防止教室」の開催</li> <li>少年相談活動を通じ、いじめ事案を早期に把握しての対応の実施</li> <li>学校警察連携制度を活用した個々の児童・生徒への指導・支援の実施</li> <li>いじめ加害者、被害者に対する継続補導及び継続的支援の実施</li> <li>事件対応</li> </ul>
横浜市 青少年指導員 連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市一斉夜間パトロール（7月23日実施）</li> <li>全市統一行動キャンペーン（11月6日実施）</li> <li>横浜市内の各区・地区青少年指導員（連絡）協議会において、いじめ問題等、青少年が抱える様々な課題に関する研修会を実施するなど、青少年の抱える課題や周囲の環境等の実態把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市一斉夜間パトロール（7月22日実施予定）</li> <li>全市統一行動キャンペーン（11月5日実施予定）</li> <li>横浜市内の各区・地区青少年指導員（連絡）協議会において、いじめ問題等、青少年が抱える様々な課題に関する研修会を実施するなど、青少年の抱える課題や周囲の環境等の実態把握に努める。</li> </ul>
横浜市子ども会 連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の異年齢の子どもたちが参加する活動を通して子どもたち同士がよりよいかかわり方を学び、実践できるように育成者が支援する。</li> <li>子どもたちが地域の関連団体と連携した活動等に参加することで地域の人々とのかかわりを深め、見守られることでいじめの防止や早期発見を目指す。</li> <li>いじめ防止啓発の取組として、役員会、区子連長会などの会議の議題にいじめ防止関連項目を加えていじめ防止の啓発に努める。</li> <li>「いじめ防止啓発月間」の前後に開催する行事等でのぼり旗やポスターなどを掲出し、いじめ防止の啓発に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の異年齢の子どもたちが参加する活動を通して子どもたち同士がよりよいかかわり方を学び、実践できるように育成者が支援する。</li> <li>子どもたちが地域の関連団体と連携した活動等に参加することで地域の人々とのかかわりを深め、見守られることでいじめの防止や早期発見を目指す。</li> <li>いじめ防止啓発の取組として、役員会、区子連長会などの会議の議題にいじめ防止関連項目を加えていじめ防止の啓発に努める。</li> <li>「いじめ防止啓発月間」の前後に開催する行事等でのぼり旗やポスターなどを掲出し、いじめ防止の啓発に努める。</li> </ul>
横浜子ども 支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈横浜子ども支援協議会の取組〉</li> <li>ハートフルスペース、ルームに通室している児童生徒と民間教育施設に通っている児童生徒で芸能鑑賞会や平沼体育館などで交流行事を予定。</li> <li>教育支援センターの職員が民間教育施設に見学を行うイベントや、教育支援センター主催の保護者の集いで民間教育施設の紹介や体験発表者を紹介するなど協働事業を予定</li> <li>協議会内でいじめ防止対策についての情報交換を行うほか、参画団体の活動場所にのぼり旗、ポスターなどを掲出し、利用者等にも啓発を行う。</li> <li>教育委員会主催のいじめ防止市民フォーラム（教育委員会）への参加</li> <li>教育委員会との連絡会（年間3回）の実施</li> <li>〈横浜子ども支援協議会 事務局〉</li> <li>令和3年度同様の取組を継続実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈横浜子ども支援協議会の取組〉</li> <li>ハートフルスペース、ルームに通室している児童生徒と民間教育施設に通っている児童生徒で芸能鑑賞会などで交流行事を予定。</li> <li>教育支援センターの職員が民間教育施設に見学を行うイベントや、教育支援センター主催の保護者の集いで民間教育施設の紹介や体験発表者を紹介するなど協働事業を予定</li> <li>協議会内でいじめ防止対策についての情報交換を行うほか、参画団体の活動場所にのぼり旗、ポスターなどを掲出し、利用者等にも啓発を行う。</li> <li>教育委員会主催のいじめ防止市民フォーラム（教育委員会）への参加</li> <li>教育委員会との連絡会（年間3回）の実施</li> <li>〈横浜子ども支援協議会 事務局〉</li> <li>令和3年度同様の取組を継続実施予定</li> </ul>
横浜市PTA連絡 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈主催行等〉</li> <li>人権に関する研修の開催（区部P連、単位PTAなどによるものを含む）</li> <li>三行詩コンクールの開催</li> <li>三行詩コンクール優秀作品集の配付</li> <li>〈関係諸団体主催行事への参加等〉</li> <li>いじめ防止市民フォーラム（教育委員会）への参加</li> <li>人権啓発講演会（市民局）への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈主催行等〉</li> <li>人権に関する研修の開催（区部P連、単位PTAなどによるものを含む）</li> <li>三行詩コンクールの開催</li> <li>三行詩コンクール優秀作品集の配付</li> <li>〈関係諸団体主催行事への参加等〉</li> <li>いじめ防止市民フォーラム（教育委員会）への参加</li> <li>人権啓発講演会（市民局）への参加</li> </ul>

	令和4年度 活動実績	令和5年度 年間計画(予定)
横浜市立学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内におけるいじめ問題の積極的認知ならびに毎月定例開催の校内いじめ防止対策委員会での進捗管理</li> <li>・学校運営協議会でのいじめ問題に関する取組状況の報告</li> <li>・中学校ブロック横浜こども会議を軸として、いじめ未然防止に向けた子ども主体の取組を年間通して実施</li> <li>・「高校横浜子ども会議」で、今年度テーマを基に各校の実践報告と意見交換</li> <li>・子どもの社会的スキル横浜プログラムを授業で実施</li> <li>・Y-P「学校生活についてのアンケート」の実施（年間2回以上）と支援検討の実施</li> <li>・学校主催で「教職員・PTA・地域による人権研修会」の実施</li> <li>・ケータイ・スマホ安全教室（小4年生以上）、非行防止教室（小1～5年生）の実施</li> <li>・性被害加害防止のための教育の充実（学級指導、保健学習等）</li> <li>・いのちを大切にする教育の充実（学級指導、道徳指導、保健学習等）</li> <li>・校長会生徒指導・児童指導研究部会での事例協議（毎月）</li> <li>・区生徒指導・児童支援専任教諭協議会、専任会区代表者会での事例協議（毎月）</li> <li>・各区校長研修の中で「いじめに関する研修」の実施</li> <li>・小学校における一部教科分担制の実施（推進校）</li> <li>・スクールカウンセラーによる心理教育や心のケアのアンケートの実施</li> <li>・年間を通じた教育相談の充実と子どもたちの安心につながる環境づくりの推進</li> <li>・生徒指導・児童指導の校内教職員研修の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内におけるいじめ問題の積極的認知ならびに毎月定例開催の校内いじめ防止対策委員会での進捗管理</li> <li>・学校運営協議会でのいじめ問題に関する取組状況の報告</li> <li>・中学校ブロック横浜こども会議を軸として、いじめ未然防止に向けた子ども主体の取組を年間通して実施</li> <li>・「高校横浜子ども会議」で、今年度テーマを基に各校の実践報告と意見交換</li> <li>・子どもの社会的スキル横浜プログラムを授業で実施</li> <li>・Y-P「学校生活についてのアンケート」の実施（年間2回以上）と支援検討の実施</li> <li>・学校主催で「教職員・PTA・地域による人権研修会」の実施</li> <li>・ケータイ・スマホ安全教室（小4年生以上）、非行防止教室（小1～5年生）の実施</li> <li>・性被害加害防止のための教育の充実（学級指導、保健学習等）</li> <li>・いのちを大切にする教育の充実（学級指導、道徳指導、保健学習等）</li> <li>・校長会生徒指導・児童指導研究部会での事例協議（毎月）</li> <li>・区生徒指導・児童支援専任教諭協議会、専任会区代表者会での事例協議（毎月）</li> <li>・各区校長研修の中で「いじめに関する研修」の実施</li> <li>・小学校における一部教科分担制の実施（推進校）</li> <li>・年間を通じた教育相談の充実と子どもたちの安心につながる環境づくりの推進</li> <li>・生徒指導・児童指導の校内教職員研修の充実</li> <li>・スクールカウンセラーによる心理教育や心のケアのアンケートの実施</li> <li>・SSW（スクールソーシャルワーカー）による心理教育や心のケアのアンケートの実施</li> </ul>
横浜市児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する相談及び個別対応（R3新規受付相談件数は54件）</li> <li>・いじめ防止月間における啓発活動の実施（4年12月）</li> <li>・各区学校専任会への出席、情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する相談及び個別対応（R3新規受付相談件数は54件）</li> <li>・いじめ防止月間における啓発活動の実施（5年12月）</li> <li>・各区学校専任会への出席、情報共有</li> </ul>
区福祉保健センター	<p>【港南区実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童支援、生徒指導専任教諭協議会へ参加（月1回）</li> <li>・小中学校訪問及び意見交換（随時）</li> <li>・南部学校教育事務所地域連携推進担当課長会（年5回）</li> <li>・スクールカウンセラー、教育委員会、区役所の連絡会（年3回）</li> <li>・こども家庭相談事業（通年）</li> <li>・学校・家庭・地域連携事業による支援</li> </ul>	<p>【港南区計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童支援、生徒指導専任教諭協議会へ参加（月1回）</li> <li>・小中学校訪問及び意見交換（随時）</li> <li>・南部学校教育事務所地域連携推進担当課長会（年5回）</li> <li>・スクールカウンセラー、教育委員会、区役所の連絡会（年3回）</li> <li>・こども家庭相談事業（通年）</li> <li>・学校・家庭・地域連携事業による支援</li> </ul>
市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報よこはま人権特集号（11月）</li> <li>・人権擁護委員による「人権キャラバン」（随時）</li> <li>・全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式でのパネル掲出（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報よこはま人権特集号（11月）</li> <li>・人権擁護委員による「人権キャラバン」（11～12月）</li> <li>・全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式でのパネル掲出（11月）</li> </ul>
こども青少年局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市青少年指導員連絡協議会の活動を事務局として支援（主な活動）</li> <li>「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）において、全市一斉統一行動パトロール活動等を実施</li> <li>「子供・若者育成支援強調月間」（11月）において、全市統一行動キャンペーン活動等を実施</li> <li>・青少年相談センターにおいて、青少年や家族から様々な悩み（いじめ問題含む）についての相談を受付（通年）</li> <li>・高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふあんみつけ」の開設にあたり、関係機関や中高生へミニチラシを配布（5月）、FMヨコハマで紹介（5月）、Twitter広告による周知（12月）を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市青少年指導員連絡協議会の活動を事務局として支援（主な活動）</li> <li>「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）において、全市一斉統一行動パトロール活動等を実施</li> <li>「子供・若者育成支援強調月間」（11月）において、全市統一行動キャンペーン活動等を実施</li> <li>・青少年相談センターにおいて、青少年や家族から様々な悩み（いじめ問題含む）についての相談を受付（通年）</li> <li>・高校生世代の居場所や相談機関の紹介ポータルサイト「ふあんみつけ」のSNSを活用したさらなる情報発信（通年）</li> <li>・関係機関や中高生へミニチラシを配布（9月）</li> <li>・ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談の開設（9月）</li> </ul>
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談（通年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談（通年）</li> </ul>



		令和4年度 活動実績	令和5年度 年間計画(予定)
教育委員会	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童支援専任教諭の全小学校、義務教育学校への配置</li> <li>平成29年度～小中一貫型カウンセラー配置完全実施 ※スクールカウンセラー統括の配置（4方面5名）</li> <li>スクールソーシャルワーカーの配置（61人） ※小・中・義務教育学校及び高校・特別支援学校での巡回型支援実施</li> <li>※トレーナースクールソーシャルワーカーの配置（4人）</li> <li>※ユーススクールソーシャルワーカーの配置（1人）</li> <li>いじめ緊急対応チームによるいじめ事案の進捗管理</li> <li>いじめ防止のための研修実施（各校）</li> <li>横浜子ども会議の取組（通年）</li> <li>横浜プログラム活用推進（通年）※実践推進校15校</li> <li>Y-Pアセスメント年間2回以上の実施</li> <li>24時間子どもSOSダイヤル（旧「いじめ110番事業」） 24時間365日体制</li> <li>学校課題解決支援事業（適時）</li> <li>スクールスーパーバイザーの派遣（適時）</li> <li>講師派遣によるネットリテラシー教育の推進（通年）</li> <li>ネットルールづくり（親子間・生徒間）推進プログラム作成（通年）</li> <li>ネットトラブル学校支援窓口設置（通年）</li> <li>学校生活あんしんダイヤル（通年）</li> <li>横浜教育支援センター各種事業による不登校児童生徒支援の実施（通年）</li> <li>校内の特別支援教室等を活用して不登校又は不登校傾向にある生徒を支援する校内ハートフル事業を中学校55校で実施（通年）</li> <li>保護者の集い、ホームページ等による保護者への情報提供及び保護者支援の実施（通年）</li> <li>ハンドブックの発行、各種研修を通じた教職員・支援員等への不登校児童生徒理解促進（通年）</li> <li>児童生徒向け「相談カード」、保護者向け「相談リーフレット」</li> <li>児童生徒記録管理システム運用（通年）</li> <li>SNSいじめ相談@かながわの実施（神奈川県と連携）（5～3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童支援専任教諭の全小学校、義務教育学校への配置</li> <li>平成29年度～小中一貫型カウンセラー配置完全実施 ※スクールカウンセラー統括の配置（4方面5名）</li> <li>スクールソーシャルワーカーの配置（61人） ※小・中・義務教育学校及び高校・特別支援学校での巡回等による支援実施</li> <li>※トレーナースクールソーシャルワーカーの配置（4人）</li> <li>※ユーススクールソーシャルワーカーの配置（1人）</li> <li>いじめ緊急対応チームによるいじめ事案の進捗管理</li> <li>いじめ防止のための研修実施（各校）</li> <li>横浜子ども会議の取組（通年）</li> <li>横浜プログラム活用推進（通年）※実践推進校18校</li> <li>Y-Pアセスメント年間2回以上の実施</li> <li>24時間子どもSOSダイヤル（旧「いじめ110番事業」） 24時間365日体制</li> <li>学校課題解決支援事業（適時）</li> <li>スクールスーパーバイザーの派遣（適時）</li> <li>講師派遣によるネットリテラシー教育の推進（通年）</li> <li>ネットトラブル学校支援窓口設置（通年）</li> <li>学校生活あんしんダイヤル（通年）</li> <li>横浜教育支援センター各種事業による不登校児童生徒支援の実施（通年）</li> <li>校内の特別支援教室等を活用して不登校又は不登校傾向にある生徒を支援する校内ハートフル事業を中学校55校で実施（通年）</li> <li>保護者の集い、ホームページ等による保護者への情報提供及び保護者支援の実施（通年）</li> <li>ハンドブックの発行、各種研修を通じた教職員・支援員等への不登校児童生徒理解促進（通年）</li> <li>児童生徒向け「相談カード」、保護者向け「相談リーフレット」</li> <li>児童生徒記録管理システム運用（通年）</li> <li>SNSいじめ相談@かながわの実施（神奈川県と連携）（5～3月）</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談カード配付（全児童生徒用）</li> <li>第1回横浜市いじめ問題専門委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談カード配付（全児童生徒用）</li> <li>第1回横浜市いじめ問題専門委員会</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>いじめ防止のための校長研修実施</li> <li>中学校ブロック横浜子ども会議 開催（5月～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談」の実施</li> <li>第2回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>いじめ防止のための校長研修実施</li> <li>中学校ブロック横浜子ども会議 開催（5月～）</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会</li> <li>第3回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>横浜市児童・生徒指導中央協議会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会</li> <li>第3回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>横浜市児童・生徒指導中央協議会 開催</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校横浜子ども会議</li> <li>第4回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校横浜子ども会議</li> <li>第4回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校ブロック横浜子ども会議 開催（～8月）</li> <li>第5回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校ブロック横浜子ども会議 開催（～8月）</li> <li>第5回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜子ども会議区交流会の開催（～9月）</li> <li>第6回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜子ども会議区交流会の開催（～9月）</li> <li>第6回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催（10/26）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催（10/20）</li> <li>子育てに関する相談窓口リーフレット配付（保護者用）</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>子育てに関する相談窓口リーフレット配付（保護者用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>

		令和4年度 活動実績	令和5年度 年間計画(予定)
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止啓発月間（人権週間含む）による取組 ※実施内容は協議会で別途協議</li> <li>いじめ防止市民フォーラム 開催（12/6）</li> <li>いじめ解決一斉キャンペーンの実施（12月）</li> <li>第9回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止啓発月間（人権週間含む）による取組 ※実施内容は協議会で別途協議</li> <li>いじめ防止市民フォーラム 開催（12/1）</li> <li>いじめ解決一斉キャンペーンの実施（12月）</li> <li>第9回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>
	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第10回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第10回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第11回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第11回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第12回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>保護者向けスマホケータイリーフレットの配付（小・中・特別支援学校 新1年生向け）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第12回横浜市いじめ問題専門委員会 開催</li> <li>保護者向けスマホケータイリーフレットの配付（小・中・特別支援学校 新1年生向け）</li> </ul>
	連携など	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校警察連絡協議会との連携（県・市・区）</li> <li>児童支援専任教諭協議会、生徒指導専任教諭協議会との連携（通年）</li> <li>校長会児童指導研究部会、生徒指導部会との連携（通年）</li> <li>中学生人権作文コンテストの実施（市民局と連携）</li> <li>横浜子ども支援協議会との連絡会（通年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校警察連絡協議会との連携（県・市・区）</li> <li>児童支援専任教諭協議会、生徒指導専任教諭協議会との連携（通年）</li> <li>校長会児童指導研究部会、生徒指導部会との連携（通年）</li> <li>中学生人権作文コンテストの実施（市民局と連携）</li> <li>横浜子ども支援協議会との連絡会（通年）</li> </ul>

# 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について

平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目34の取組について、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で令和4年度の取組状況を報告します。

## ～令和4年度の取組状況～

### 1 学校の取組

#### (1) 「学校いじめ防止対策委員会」による組織的対応の徹底

市立小中学校（義務教育学校含む485校）における令和4年度のいじめ認知件数は、暫定値で12,331件となり、前年度に比べ4,775件（63.2%）増加しました。

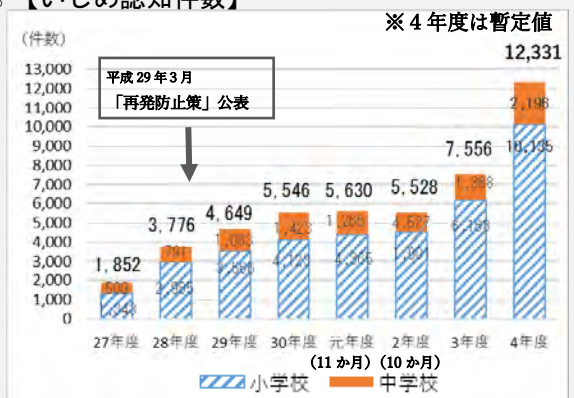
いじめ防止対策推進法において、いじめは「心身の苦痛を感じている」という本人の主観的な判断に依拠して定義され、国は、「いじめの認知件数が多い学校は解消へ向けた積極的な取組がなされている」という肯定的な評価をする」と示しています。本市の3年度の児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は全国平均を下回っており、さらなる積極的な認知に向け、取り組んできました。

（「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」児童生徒千人当たりのいじめ認知件数：全国47.7人に対し本市28.7人）認知の必要性への理解が進むとともに、4年度に認知件数が前年度に比べ大幅に増加できた理由の1つとして、校長研修を通じた認知への価値づけが挙げられます。「いじめの『積極的な認知』そして『その先へ』」をテーマに、校内研修にそのまま活用できるリーフレットを作成し、いじめを積極的に認知し、解消に向け具体的な取組を示すことで、「児童生徒を守ること」につながるという認識の浸透を図りました。

また、いじめの対応において組織的対応の中心となる児童支援・生徒指導専任教諭の研修では、事例検討を行い、いじめを察知する感度の向上を図りました。【いじめ認知件数】

さらに、早期に児童生徒のSOSを引き出し、それを確実に受け止めるために、5年度から、これまでの12月の無記名式アンケートに加え、5月に記名式のアンケートの全市一斉実施を開始します。今後も児童生徒の不安や辛い気持ちを早期に受け止め、積極的に認知を行い、再発防止、未然防止に繋がるよう努めます。

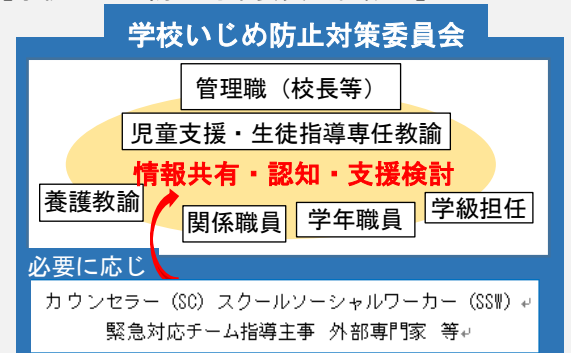
いじめ重大事態調査については、4年度は調査報告がまとまった1件について、公表ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。



#### 【学校いじめ防止対策委員会の効果的な実践例】

- ・全職員参加による学校いじめ防止対策委員会を毎月実施し、当該児童生徒の被害性に着目したいじめ認知のプロセスを、経験の浅い職員とも共有することで、全学年のいじめの早期発見、早期対応の取組が進んだ。
- ・時間割を調整し、毎回の学校いじめ防止対策委員会にスクールカウンセラーが参加できる環境をつくった。スクールカウンセラーによる助言やスクールカウンセラーとの連携により、当該児童生徒だけでなく関係する児童生徒への支援が進んだ。
- ・学校いじめ防止対策委員会に指導主事が参加し、助言を行い、積極的に認知するだけでなく、いじめの解消まで組織で進捗管理を行う取組が進んだ。

#### 【学校いじめ防止対策委員会組織図】



#### (2) 再発防止のための教職員研修の実施

各学校での組織的対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、法に基づいた取り組みが円滑にすすむよう研修を行い、各学校での校内研修の実施を周知し取組の点検へつなげ、実効的な防止を図りました。なお、5年3月のいじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し、いじめ防止対



策の再点検といじめ問題等への取組の徹底を全校へ周知しました。

放射線・被災地理解では、福島県へ教員を派遣し、被災地理解を進める教育や放射線教育について学ぶ研修を、福島県教育庁、富岡町教育委員会の協力のもと、3年ぶりに現地で開催しました。研修派遣後は、各々の参加者が研修を通して得られた学びをもとに、各学校において授業や教職員研修等を行い、放射線教育や被災地理解の取組をさらに推進しました。道徳教育推進教師の研修では、児童生徒が「思いやり」や「友情」について考えることを通して、いじめ防止の意識を高めていけるように、学校の教職員が協力して組織的に指導することの重要性を周知しました。

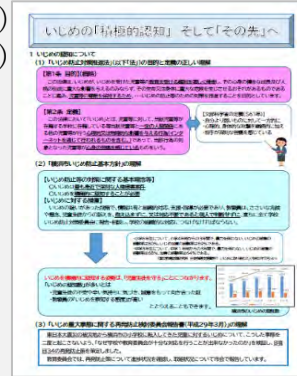
**いじめ再発防止**

- ・校長への研修（各区校長会にて実施。小・中1回ずつ×18区）  
「いじめの『積極的な認知』そして『その先へ』」（リーフレット）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）  
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策

**放射線・被災地理解**

- ・福島県での教員研修派遣の実施  
（受講者数77人、教育委員及び事務局スタッフ14人が参加）

**【校長会研修を通じた取組点検機会の確保】**



校内研修

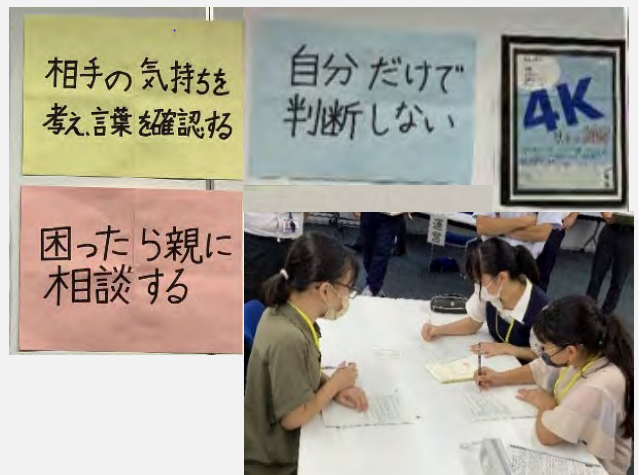
**(3) 子ども主体のいじめ未然防止の取組**

**■横浜子ども会議**

新型コロナウイルス感染症拡大のため、3年度まで中止していた区交流会を開催することができました。中学校ブロックでの話し合いや各校での実践を経て、取組の発表を行いました。

南区では、元年度から「SNSでのいじめやトラブルを防ぐためには、どうしたらよいか」をテーマに話し合いを重ねてきました。4年度は、すべての学校で相手が見て嫌な気持ちにならないか「ネットの4K」（Kを頭文字とする「㊟くにんする、㊟んりする、㊟もちをかんがえる、㊟まったらそうだんする」の4つのキーワード）について議論を行いました。また、このような学校での取組を地域や保護者へ広げていく方法についても検討しました。

**【南区子ども会議交流会より】**



**■子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の活用推進**

子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）は、子どものコミュニケーション能力や人間関係を築く力（子どもの社会的スキル）を育むために、本市が開発した独自の指導プログラムです。教員が子どもや学級の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」とコミュニケーション能力等を身に付けるための「指導プログラム」からできています。「Y-Pアセスメント」は、複数の教員で結果を分析し、具体的な支援策を講じることで、学級の中で子どもの自己肯定感が育まれ、仲間との関わりが豊かになることを目指しています。また、同一年度内に複数回実施することで子どもの心情の変化を把握することができるツールです。児童生徒一人ひとりの豊かな学びや心の成長を支える学校づくりを推進するために、横浜市立小中学校全体での活用を目指し、4年度からY-Pアセスメントの年間2回以上の実施を学校年間計画に位置付けました。4年度の実施結果は小学校93.8%（前年比17.6%増）、中学校76.4%（前年比47.8%増）となり、特に中学校で大幅に増加しましたが、全校実施へ向け、さらに学校を支援していきます。

Y-Pの活用を推進している品濃小学校では、友達と関わり、互いに認め合い、試行錯誤して学びを深めていくY-Pの考え方を生かした授業づくりを全市立小学校に向けて公開し、学校間での学びにつなげました。

**【品濃小学校3年生図画工作の授業の様子と参観者の感想】**



認め合い、支え合い、伸びていくように普段から声かけや手立てが必要だということを改めて考えさせられた。自校でも取り組んでいきたい。Y-Pアセスメントを実施することで、根拠に基づいて支援や手立てを考えることができていた。子ども中心ということを実感できた。



## 2 教育委員会事務局の取組

### (1) 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

#### ■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

※ 課題解決支援チームの構成  
：指導主事（学校担当、課題別担当）、S S W、学校支援員  
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家が入ります。

#### 【いじめに関する検討・対応件数】 4年度実績（3年度）

学校への直接支援回数	427回（503回）
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	435回（370回）
電話による保護者等対応回数	590回（542回）
保護者との面談回数	183回（147回）

#### 【学校担当指導主事とS S Wによる支援例】

保護者が学校にいじめ被害を訴えたが、その時点では改善されず児童に登校しぶりが起きた。当該児童の母親は学校生活あんしんダイヤルに相談、当該児童の父親は学校担当指導主事に相談した。S S Wと指導主事がそれぞれの立場で丁寧に話を聞き、保護者の思いを受け止め、当該児童の安心安全のために学校ができることを整理することで、保護者と学校が協力して登校しぶりを解消することができた。

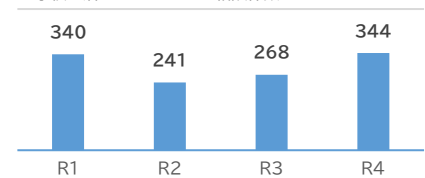
#### ■スクールソーシャルワーカー（S S W）による支援

S S Wは課題解決支援チームの一員として、児童生徒や保護者の心情に寄り添い、それぞれのニーズや当事者間の関係性等に着目した課題整理を行い、福祉的側面から解決に向けた支援や再発防止等を行っています。4年度は、小・中・義務教育学校及び高校・特別支援学校での巡回型支援を継続するとともに、定時制高校や中学校夜間学級を担当するユースS S Wを新たに配置し、チーム学校の一員として、いじめや不登校等の早期発見・早期対応に取り組みました。また、学校生活あんしんダイヤルで受け付けた相談のうち、158件（前年度151件）を学校教育事務所に引継ぎ、S S Wを含めた課題解決支援チームとして支援を行いました。

#### 【学校生活あんしんダイヤルの役割】

コロナ禍で大幅に減少した相談件数は、通常登校に戻るとともに増加し、4年度は344件と元年度と同程度の水準になっています。いじめ（92件）や学校との関係（84件）に関する相談が半数程度を占めており、学校に相談しにくい悩みをあんしんダイヤルで早期にキャッチし、解決に向けて支援を進めています。

学校生活あんしんダイヤル相談件数



#### ■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合に、積極的に弁護士による法律相談を活用します。4年度は245回の支援実績があり、的確かつ迅速な課題の解決や円滑な学校運営に寄与しています。

### (2) 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。毎週開催する緊急対応チーム会議には統括S S Wが参加し、福祉的な側面からの支援を強化しています。4年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は26件（前年度32件）、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数は31件（前年度28件）です。

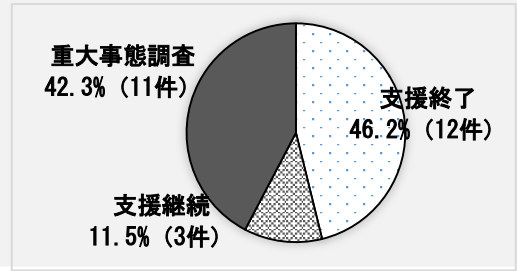
また、いじめに対する学校の取り組みがより円滑に進むよう、好事例を紹介した新たなリーフレットの作成を行いました。学校の組織的な対応力を強化するため、指導主事が学校いじめ防止対策委員会へ出席したり、リーフレットを活用して研修を実施したりするなど、引き続き、学校への支援を積極的に行っていきます。

【緊急対応チーム取扱件数（26件）の内訳】

【緊急対応チーム取扱件数】4年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	学校訪問 ※2
26件	12件	31件 (延165回)

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件  
 ※2 学校訪問のうちS S W等の専門家同行10件 (延18回)



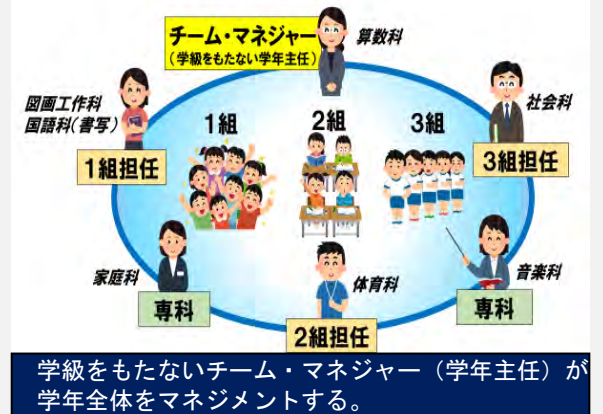
【(3) 児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備】

教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を小学校高学年中心に188校で実施しました。学年の多くの教員が児童に組織的に関わるため児童の変化を捉える機会が増え、いじめの未然防止につながりました。児童にとっては、相談できる教員が増えたことで、安心感にもつながっています。

また、小学校で教科分担制を経験した中学校1年生の多くが「中学校での教科担任制に慣れるのもスムーズだった」と回答したり、中学校の教員が、小中ブロックの小学校で外国語の授業を行ったりするなど、小学校から中学校への円滑な接続を図ることにもつながりました。

7年度の全校実施を目指し、5年度もさらに実施校を拡充して235校が取り組みます。

【教科分担制イメージ図】



～着実な取組に向けて～

《いじめ防止市民フォーラム》



【グループ協議の様子】

横浜子ども会議10周年を迎え、12月の「いじめ防止市民フォーラム」では、市立学校の代表校が集まり、ブースごとに分かれてポスターセッション形式で「いじめ防止の取組」について発表し合いました。その後、ポスターセッションを参観して考えたことをもとに、「いじめをなくすために、私ができること」について、協議を行いました。参加した児童生徒からは、「人によって、感じ方や考え方は違う。お互いを尊重しながら、しっかりと関わっていくことが大切。」「自校の取組が、本当にいじめの防止につながっているのか改めて考える必要がある。」

【配付したDVD】



「今日のように、みんなでいじめについて話し合うことで気づくことがたくさんある。」といった意見が出されました。当日の様子は動画にまとめ、今後の各学校での取組に生かせるように全市立小中学校にDVDで配付し、取組内容の共有を図りました。

《校内児童生徒支援体制の充実》

■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

小学校（義務教育学校（前期課程）を含む。以下「小学校等」という。）において、専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、授業時間数軽減のための非常勤職員の常勤化に取り組み、いじめの早期発見・早期対応へ向けた校内児童生徒支援体制の充実を図ってきました。

5年度をもって小学校等全校に児童支援専任教諭を定数配置しました。

【特別支援教育コーディネーターとの兼務】

小学校に続き、5年度より中学校の生徒指導専任教諭が特別支援教育コーディネーターを兼務します。多様な背景をもつ児童生徒に、特別支援教育と児童生徒指導を関連づけて支援、指導を行い、子どもが社会の中でよりよく生きていこうとする力を高めていきます。

また、校内の支援体制を築くにあたって、職員の中心的な役割を果たし、問題行動の未然防止の視点を持ち、担任が一人で抱え込まない組織的支援を図ります。

1 趣旨

本市においては、「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、社会全体でいじめ根絶を目指し取組を進めており、その基本方針において、12月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけています。

この啓発月間の取組をより効果的なものとするため、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」において合意された、啓発月間における市全体での協働の取組を実施します。

2 実施期間

令和5年12月1日（金）から31日（日）までの1か月間

3 実施内容

(1) いじめ防止に向けた「のぼり」「ポスター」の活用

12月の「いじめ防止啓発月間」のシンボルとして、いじめ防止に向けた「のぼり旗」や「いじめ防止啓発ポスター」を啓発活動に活用することにより、活動を活性化させ、全市におけるいじめ防止の取組を推進します。

【のぼり旗の活用】

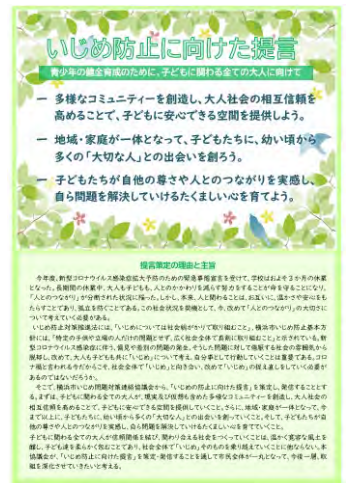
- ・全市立学校で、あいさつ運動や朝会での活用や昇降口等へ掲示
- ・いじめ問題対策連絡協議会に係る関係機関・団体や区役所等での掲示など、いじめ防止に向けた啓発に活用



令和元年度 令和2年度 令和3年度



ポスター



「いじめ防止に向けた提言」  
(裏面に詳細あり)

【ポスターの活用及び「いじめ防止に向けた提言」の周知】

- ・全市立学校及びいじめ問題対策連絡協議会に係る関係機関・団体、区役所等に「いじめ防止啓発月間」を中心に掲示し、いじめ防止に向けた啓発活動に活用予定
- ・令和2年度策定した「いじめ防止に向けた提言」を掲示し、市民に向けて周知（11月上旬配付予定）

(2) 市営地下鉄での啓発

横浜市営地下鉄ブルーラインの車両ドアの上等にポスターを掲出し、いじめ防止の啓発を図ります。

(3) 「いじめ防止市民フォーラム」の開催

別添資料の通り



# いじめ防止に向けた提言

青少年の健全育成のために、子どもに関わる全ての大人に向けて

いじめから子どもたちを守るため  
大人がすべきこと、できること、  
たくさんあります。



- 一 多様なコミュニティを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供しよう。
- 一 地域・家庭が一体となって、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」との出会いを創ろう。
- 一 子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していけるたくましい心を育てよう。

## 提言策定の理由と主旨

今年度、新型コロナウイルス感染症拡大予防のために、子どもたちは、「人とのつながり」が分断される状況を余儀なくされた。しかし、本来、人と関わることは、お互いに温かさや安心をもたらすことであり、孤立を防ぐことである。この社会状況を契機として、今、改めて「人とのつながり」の大切さについて考えていく必要がある。

いじめ防止対策推進法には、「いじめについては社会総がかりで取り組むこと」、横浜市いじめ防止基本方針には、「特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むこと」と示されている。新型コロナウイルス感染症に伴う、偏見や差別の問題の発生、そうした問題に向き合うことを倦厭する社会の雰囲気から脱却し、改めて、大人も子どもも共に「いじめ」について考え、自分事として行動していくことは重要である。コロナ禍と言われる今だからこそ、社会全体で「いじめ」と向き合い、改めて「いじめ」の捉え直しをしていく必

要があるのではないだろうか。

子どもに関わる全ての大人が、現実及び仮想も含めた多様なコミュニティを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供していくこと。さらに、地域・家庭が一体となって、今まで以上に、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」との出会いを創っていくこと。そして、子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していけるたくましい心を育てていくこと。子どもに関わる全ての大人が信頼関係を結び、関わり合える社会をつくっていくことは、温かく寛容な風土を醸し、子どもたちを柔らかく包むことであり、社会全体で「いじめ」そのものを乗り越えていくことに他ならない。そこで、横浜市いじめ問題対策連絡協議会が、「いじめ防止に向けた提言」を策定・発信することを通して、市民全体が一丸となって、今後一層、取組を深化させていきたいと考える。

(令和2年10月策定)

12月は横浜市 いじめ防止啓発月間です

横浜市いじめ問題対策連絡協議会



# いじめ防止市民フォーラム（案）

## 1 目的

12月の「いじめ防止啓発月間」の取組の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働で、「いじめ防止市民フォーラム」を開催し、グループ協議やパネルディスカッションを通して、いじめ防止啓発を広く市民に広報する。

## 2 開催日時・会場

令和5年12月1日(金) 14:00～15:35 横浜市庁舎 1階 アトリウム／市民協働推進センター

## 3 開催内容

<全体テーマ>

オール横浜でつながり、広げる、いじめの未然防止の輪  
～いじめをなくすために、私ができること～

【14:00～15:35（受付13:30）】

- 1 開会
- 2 主催者挨拶（会長）
- 3 教育委員会挨拶（教育長）
- 4 グループ協議（40分）
- 5 パネルディスカッション（40分）
- 6 閉会

<映像上映>

※LEDビジョンを活用して、各区の子ども会議や、昨年度の「いじめ防止市民フォーラム」の様子の動画を上映します。

【上映時間:10:00～12:45 / 15:45～16:45】

<展示>

「市民協働推進センター」にて、各区の子ども会議の取組等についてまとめた掲示物を展示します。

## 4 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会



## グループ協議について

\*40分

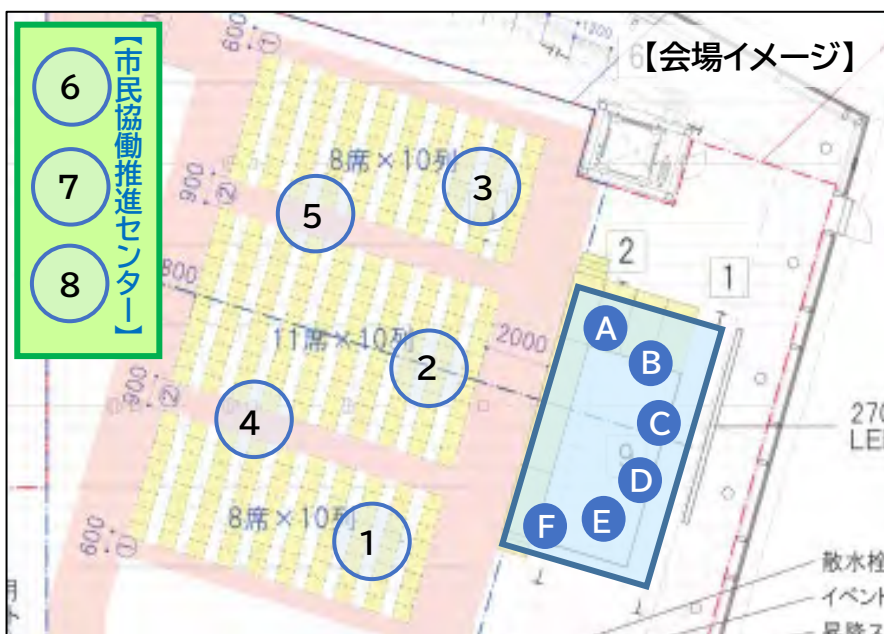
<各方面代表(中学校ブロック)> ※各方面、2中学校ブロックが参加 ※1中3小を想定

グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	グループ6	グループ7	グループ8
中学校 【東部】	中学校 【東部】	中学校 【西部】	中学校 【西部】	中学校 【南部】	中学校 【南部】	中学校 【北部】	中学校 【北部】
小学校 【西部】	小学校 【西部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】	小学校 【東部】
小学校 【南部】	小学校 【南部】	小学校 【南部】	小学校 【南部】	小学校 【西部】	小学校 【西部】	小学校 【西部】	小学校 【西部】
小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【北部】	小学校 【南部】	小学校 【南部】
オブザーバー 協議会委員 または 指導主事	オブザーバー 協議会委員 または 指導主事	オブザーバー 協議会委員 または 指導主事	オブザーバー 協議会委員 または 指導主事	オブザーバー 協議会委員 または 指導主事	オブザーバー 協議会委員 または 指導主事	オブザーバー 協議会委員 または 指導主事	オブザーバー 協議会委員 または 指導主事

① 区交流会で話し合ったことを発表し合う。

② 「いじめをなくすために、私ができること」について協議する。 ※検討中

- 参加児童生徒全員が、8グループに分かれ、協議を行う。
- 司会は中学生が務める。
- グループに参加する大人（協議会委員、指導主事等）は、オブザーバーの立場とし児童生徒の協議を見守る。最後に、グループ協議について、価値づけをしたり、コメントをしたりする。



## パネルディスカッションについて

\*40分

- 児童生徒代表3名（小学校・中学校・特別支援学校の各代表）と、大人3名（学校・保護者・地域の各代表）で、パネルディスカッションを行う。ファシリテーターは大人が担当する。
- テーマを設定し、テーマについてディスカッションを行う。
- パネルディスカッションで話し合ったことを、各学校やブロックでの取組に活かしてもらえるようアピールする。

# 12月6日いじめ防止フォーラム

【資料2-3】

いじめ防止フォーラム当日はおよそ150席の座席が満席となり、大盛況でした。当日、お越しいただきました委員の皆様、ありがとうございました。





# ポスターセッション

横浜子ども会議が10周年を迎えるにあたり、各区の代表ブロックの代表者が一堂に会し、自分たちのブロックの取組発表を行いました。





# グループ討議

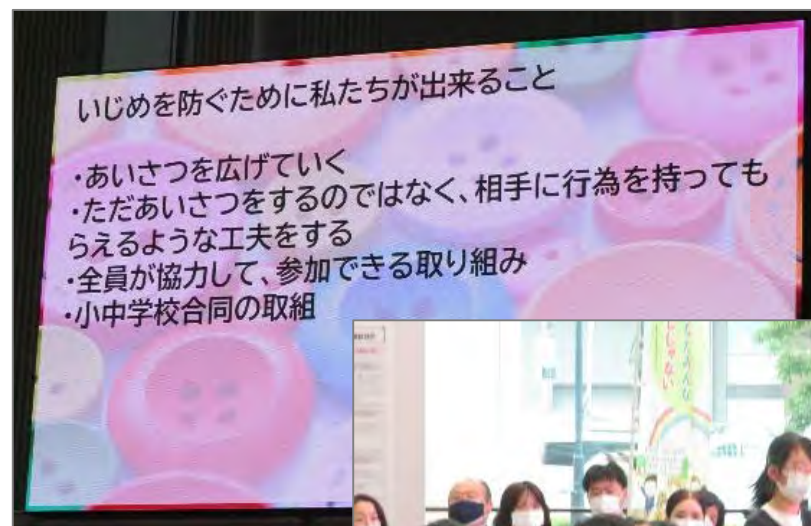
ポスターセッション後は、グループに分かれて「オール横浜でつながり、広げる、いじめの未然防止の輪 ～いじめをなくすために、私ができること～」というテーマで協議を行いました。各グループには委員の皆様も参加いただきました。





# 全体討議

グループ協議後は、ステージに代表の生徒が登壇し、全体協議・まとめを行いました。



**令和5年度 いじめ問題対策連絡協議会 年間予定**

月 日	時 間	内 容
6月16日（金）	15時～17時	第1回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：市庁舎 9階共用会議室 N-12
10月20日（金）	15時～17時	第2回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：市庁舎 9階共用会議室 N-12
12月		いじめ防止啓発月間における取組 （のぼり、ポスター等）
12月1日（金）	PM	いじめ防止市民フォーラム 場所：市庁舎 1階アトリウム





### 3 所掌事務・組織等

#### 教育委員会に設置

#### (1) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会

##### 【所掌事務】

- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携並びに協力の推進
- ・いじめ問題に関する情報共有及び意見交換並びに広報・啓発活動の推進

##### 【組織】

- ・委員：20 人以内 ・任期 2 年（再任可）
- ・委員構成

機関及び団体	委員
学校	横浜市立小・中・高・特別支援学校の職員
教育委員会	教育委員会事務局の職員
児童相談所	横浜市が設置する児童相談所の職員
地方法務局	横浜地方法務局の職員
警察	神奈川県警察本部の警察官
その他	横浜市の青少年団体代表、保護者代表、関係行政機関の職員

#### 教育委員会に設置

#### (2) 横浜市いじめ問題専門委員会

##### 【所掌事務】

- ・いじめの防止等に関わる事例検討、調査研究及び防止策の審議等
- ・いじめの重大事態に係る調査及び再発防止のための対応策の審議等  
〔 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき 〕

##### 【組織】

- ・委員：15 人以内 ・任期 2 年
- ・委員構成：学識経験者等（教育、福祉、心理、医師、弁護士等）
- ・臨時委員：特別な事項を調査審議する場合、臨時委員を置くことができる

#### 市長部局（市民局）に設置

#### (3) 横浜市いじめ問題調査委員会

##### 【所掌事務】

- ・いじめの重大事態に係る調査の結果についての調査（再調査）に関すること

##### 【組織】

- ・委員：10 人以内 ・任期 2 年
- ・委員構成：学識経験者等（医師、弁護士、人権擁護委員等）
- ・臨時委員：特別な事項を調査審議する場合、臨時委員を置くことができる